2025 年 6 月 23 日
アフラック生命保険株式会社
アフラック少額短期保険株式会社

＜アフラック少短の休職保険＞の発売について

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏、以下「アフラック」）の子会社であるアフラック少額短期保険株式会社（代表取締役社長：西村 健治、以下「アフラック少短」）は、＜アフラック少短の休職保険＞を 7 月 1 日に発売します。

＜アフラック少短の休職保険＞は、会社員・公務員などの被用者保険加入者が、在職中に精神疾患を含む病気やケガで働けなくなった場合の収入減少に備える就労所得保障保険です。就労困難状態が 30 日を超えて継続したときに、休職証明書と医師の診断書を提出していただくことにより、休職した期間を保障します（詳細は「別紙」参照）。病気やケガで働けなくなったときの収入減少に対する不安や経済的負担の解消にお役立ていただけます。なお、本商品は、アフラック少短の商品を取り扱っているアフラックの販売代理店を通じてお申込みいただけます。

アフラックおよびアフラック少短は、これからも独自の資源と専門性を活かして社会的課題を解決し、社会と共有できる新たな価値を創造することでステークホルダーの皆様からの負託と信頼に応えていきます。

※　フリーランスや自営業者など、多様なワークスタイルで働く方を支援する＜働くあなたの所得保障保険＞も引き続き販売します。

別紙

＜アフラック少短の休職保険＞について

1. 主な特長

・被用者保険加入者が、在職中に精神疾患を含む病気・ケガで就労困難状態になった場合の収入減少をサポートします*1。

・就労困難状態が 30 日を超えて継続したときに給付金をお支払いします。

・休職証明書と医師の診断書により、病気やケガで実際に休職した期間を保障します。

＊1　精神疾患が保障されるのは、精神疾患保障ありプランに限られます。

2. 契約プラン・保障内容

・契約年齢：満 18 歳～満 65 歳

・保険期間：1 年（満 69 歳まで継続可能）

	精神疾患保障ありプラン	精神疾患保障なしプラン
回復支援給付金	給付金月額：5 万円～10 万円 支払限度　：6 回（通算 60 回）	給付金月額：5 万円～10 万円 支払限度　：6 回（通算 60 回）
精神疾患回復支援給付金*2	給付金月額：5 万円～10 万円 支払限度　：6 回（通算 12 回）	―

＊2　**保障の開始まで、3 か月の免責期間（保障されない期間）があります。**また、精神疾患回復支援給付金の給付金月額は回復支援給付金と同額となります。

※　保険期間（1 年）におけるすべての給付金を通算した支払限度額は 80 万円です。また、給付金には通算支払限度があります。

3. 月払保険料例（新契約時）

・5 万円コース（回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額 5 万円）

・10 万円コース（回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額 10 万円）

	精神疾患保障ありプラン				精神疾患保障なしプラン			
	男性		女性		男性		女性	
契約日の満年齢	**5 万円コース**	**10 万円コース**	**5 万円コース**	**10 万円コース**	**5 万円コース**	**10 万円コース**	**5 万円コース**	**10 万円コース**
20 歳	1,265 円	2,530 円	1,420 円	2,840 円	535 円	1,070 円	565 円	1,130 円
30 歳	1,270 円	2,540 円	1,450 円	2,900 円	540 円	1,080 円	595 円	1,190 円
40 歳	1,290 円	2,580 円	1,690 円	3,380 円	560 円	1,120 円	835 円	1,670 円
50 歳	1,425 円	2,850 円	1,795 円	3,590 円	695 円	1,390 円	940 円	1,880 円
60 歳	1,825 円	3,650 円	2,000 円	4,000 円	1,095 円	2,190 円	1,145 円	2,290 円

＜ご注意＞
商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申込みいただく前に（契約概要・注意喚起情報・その他重要事項)」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。